

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 救急医療機関の認定……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課) ……二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……三
- 都道の供用開始……………(同) ……四
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課) ……五
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………(港湾局港湾経営部経営課) ……五

### 規程(交)

○ 東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程……………五

### 告示(交)

○ 昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部改正……………六

## 告示

### ● 東京都告示第三百三十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月三十日

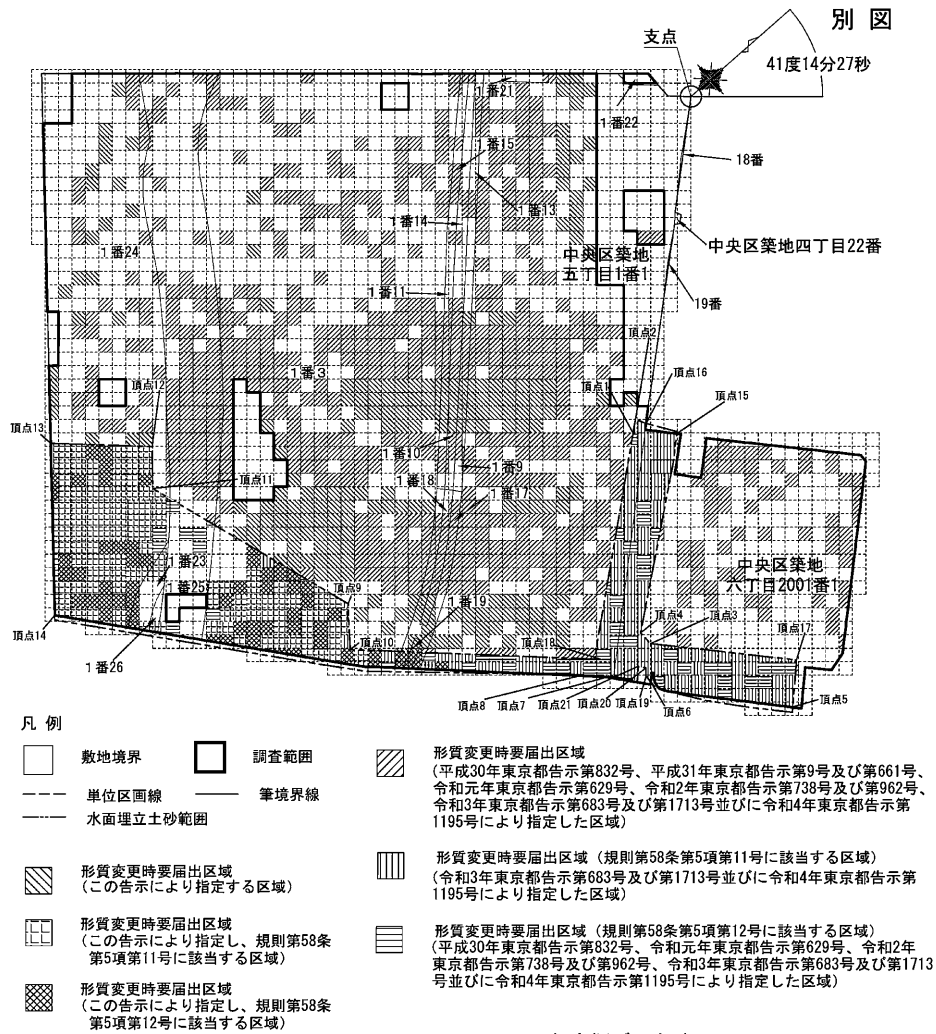
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区築地五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第五項第十一号又は同項第十二号に該当する。



凡例

- 敷地境界
- 単位区画線
- 水面埋立土砂範囲
- 調査範囲
- 筆境界線
- 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第832号、平成31年東京都告示第9号及び第661号、令和元年東京都告示第629号、令和2年東京都告示第738号及び第962号、令和3年東京都告示第683号及び第1713号並びに令和4年東京都告示第1195号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定し、規則第58条第5項第11号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定し、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域) (令和3年東京都告示第683号及び第1713号並びに令和4年東京都告示第1195号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第12号に該当する区域) (平成30年東京都告示第832号、令和元年東京都告示第629号、令和2年東京都告示第738号及び第962号、令和3年東京都告示第683号及び第1713号並びに令和4年東京都告示第1195号により指定した区域)

〈支店〉  
支店の位置は、X=-37153.577、Y=-5794.515とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉  
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈座標データ〉

頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
1	-37350.690	-5634.852	11	-37646.362	-5839.058
2	-37342.670	-5641.365	12	-37626.189	-5882.825
3	-37444.373	-5619.480	13	-37681.188	-5814.265
4	-37444.188	-5508.612	14	-37763.088	-5816.165
5	-37395.900	-5403.379	15	-37326.571	-5613.015
6	-37462.764	-5784.114	16	-37338.641	-5633.832
7	-37482.746	-5510.066	17	-37370.449	-5427.925
8	-37497.083	-5524.051	18	-37482.998	-5527.336
9	-37593.643	-5679.044	19	-37462.598	-5492.372
10	-37614.873	-5852.391	20	-37458.618	-5497.162
			21	-37462.122	-5501.876

※支店及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第三百三十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院を次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	認定期間
医療法人社団城東 桐和会東京さくら 病院	江戸川区東篠崎一丁目十一番一号	令和五年四月一日から令和八年一月三十一日まで
東京都知事 小池 百合子		

●東京都告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

- 令和五年三月三十日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 路線名 渋谷経堂
  - 二 変更の区間 世田谷区若林五丁目六百三十五番一地从先から同区梅丘二丁目千二百八十番三十二地先まで
  - 三 変更の概要 別図表示のとおり

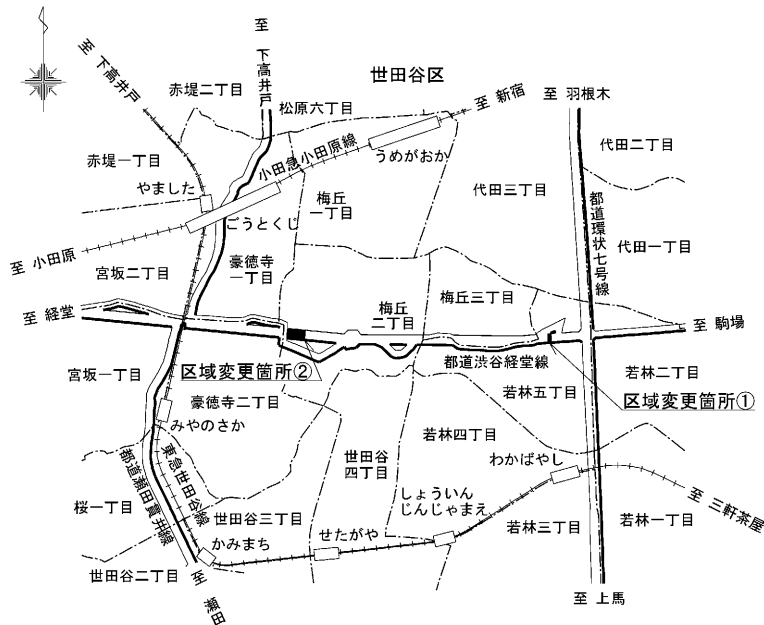
別図

都道渋谷経堂線区域変更略図

世田谷区若林五丁目、梅丘二丁目



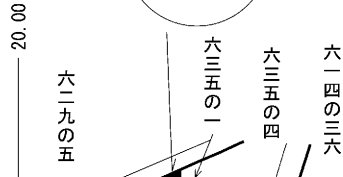
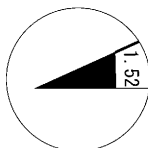
延長 六八・二六メートル  
面積 七二六・一〇平方メートル



①



世田谷区  
若林五丁目



至経堂

都道渋谷経堂線

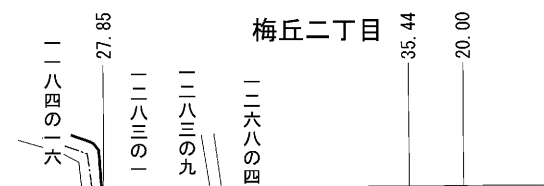
至駒場



②



世田谷区  
梅丘二丁目



至経堂

都道渋谷経堂線

至駒場

豪徳寺二丁目





●東京都告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

恋ヶ窪新田三鷹

二 占用を制限する区間

小金井市中町四丁目千四百二十番六地先から同市中町

三丁目二千九十九番一地先まで

三 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年三月三十一日

●東京都告示第三百四十三号

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第二項の規定により、令和五年度に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

令和五年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事

二 前号に掲げる施設の維持の工事

三 漂流物の除去その他の清掃のための工事

規 程（交）

●交通局規程第三十六号

東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員住宅規程（昭和五十三年交通局規程第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「福利厚生施設としての」を削り、「維持管理」を「管理」に改める。

第二条第一号中「職員及び同居者を居住させるため」を「災害時又は輸送障害時等の非常事態が発生した場合における都営交通の安全・安定運行を確保するため、職員部長及び所属部長の定める災害対策等に係る業務を行う職員と

その同居者の居住の用に供するものとして」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 管理責任者は、前項の規定にかかわらず、寮の維持及び管理について、特に必要があると認めるときは、職員部長が委託した事業者に行わせることができる。

第十五条第一項中「十二年間」を「九年年間」に改める。

第二十条中「を月額とし」を「の月額によるものとし、その額は居室の専用面積、建物の立地条件及び施設の差異等を踏まえ」に改める。

第二十三条見出し中「使用者」を「寮使用上」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

（使用者の行うべき業務）

第二十三条の二 寮の使用は、当寮への入寮に伴い、職員部長及び所属部長の定める災害対策等に係る業務を行わなければならない。

第二十七条第四項中「第二十三条」の下に、「第二十三条の二」を加える。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、令和五年三月三十一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に入寮している者の使用期間については、この規程による改正後の東京都交通局職員住宅規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示（交）

